

みんなの県政

1973/5
NO.53 富山



はなと緑の銀行



富山県を花や樹木でいっぱいにする「花と緑の銀行」が発足しました。置県九〇周年記念事業の一つとして設置されたもので、県民全体に運動の輪を広げ、県土を花と緑で包み、自然を愛する心豊かな県民性を育ててゆきます。



四月の園芸—つつじ

つつじ科の常緑、落葉または半落葉低木。葉は長楕円形で両端がとがり、あらい毛がはえている。四月から六月ごろまで咲く花。



みんなの県政 1973. 5 もくじ

特集：はなと緑の銀行…………… 1

①花と緑の銀行…………… 2

②施設園芸…………… 6

③屋外広告物の規制…………… 8

④物価とくらし…………… 10

▶ カラーグラビア ▶ ふるさとのほし
美しい自然

<表紙説明>

ちょうちん

赤ちょうちんといえば、一ぱいみの代名詞、庶民に愛される手がけるな屋台にぶら下っているものから祭りに軒先に下げられる吊提灯などをつくっている。ここ、橋本ちょうちん店。

1本のヒゴから骨組をつくり、和紙をはりつける手作業では1日に1個がせいぜい。

絵を描くのがむづかしいと正弘氏は語った。



花と緑の銀行のおもな仕事

- 一、花と緑の種苗の生産、あつせんと配付をします。
- 二、モデル花壇やフラワーポットを設置します。
- 三、花と緑のコンクールを実施します。
- 四、花と緑の情報の収集と提供をします。
- 五、花と緑の流通を調整します。
- 六、花と緑の育て方の普及、指導をします。
- 七、花と緑について相談や講習会を実施します。

●普及する花の種類

種類	播種期	開花期	主な用途		
			花壇用	切花用	鉢植用
朝顔	4~5月	7~10月	0		0
けいとう	5月	7~9月	0	0	
コスモス	4~5月	8~10月	0	0	
鳳仙花	4~5月	6~8月	0		0
アゲラタム	4月	7~10月	0	0	
百日草	4月	7~10月	0	0	
サルビア	4月	7~11月	0		
ペチュニア	4月	7~10月	0		0
マリーゴールド	4月	6~11月	0	0	
なでしこ	9~10月	6~8月	0	0	
パンジー	9月	4~5月	0		0
デージー	8月	4~6月	0		
アスター	4月	6~9月	0	0	
グラジオラス	4~5月	7~8月	0	0	
ダリヤ	4~5月	7~10月	0	0	
カンナ	4~5月	8~10月	0		
水仙	10~11月	4~5月	0	0	
チューリップ	10~11月	4~5月	0	0	0
かの子ゆり	10月	7~8月	0	0	
アイリス	10月	5~6月	0	0	

花と緑の銀行

F・Gバンク

この銀行を設立した趣旨は、県民がこぞって花や木を育てる楽しさを知り、その中から花やみどりに親しむ生活が定着するよう、いわば花と緑の県づくりの推進母体としようとするものです。この銀行は、県、市町村、民間人で構成される法人組織となっており、花と緑を増やす運動を体系的に実施します。

この銀行は中央銀行と地方銀行からなり、中央銀行の本店を県庁に、支店を各市町村におきます。

市町村には、花や緑に関する民間篤志家による地方銀行を設け、活動の窓口とします。

●普及する緑化木

樹種名	常落別	増殖方法	移植難易	潮害	煙害	主なる用途
ツバキ類	常	実生・さし木	中	強	強	庭園、公園
カイツカイブキ	常	実生・さし木	中	強	強	庭園、公園、生垣
ウラジロカシ	常	実生	中	強	中	庭園、公園
クロマツ	常	実生・接木	中	強	中	庭園、公園、盆栽
ヒマラヤスギ	常	実生・さし木	中	強	中	庭園、公園、並木
ゴヨウマツ	常	実生・接木	中	強	中	庭園、盆栽
ソヨゴ	常	実生	中	弱	中	庭園、公園
マンサク	落	実生・さし木	中	強	中	庭園
ヤマホーシ	落	実生・さし木	中	中	中	庭園
コブシ	落	実生・さし木	中	弱	中	庭園、公園、並木
ヤマモミジ	落	実生	中	中	中	庭園、公園、盆栽
コナラ	落	実生	中	中	中	公園、盆栽
イチヨウ	落	実生・さし木・接木	中	弱	強	庭園、公園、並木
トゲナシアカシヤ	落	実生・さし木	中	強	強	並木
トチノキ	落	実生	中	中	中	庭園、公園、並木、盆栽
ブラタナス	落	実生・さし木	中	強	中	公園、並木、盆栽
ケヤキ	落	実生	中	中	中	公園、並木、盆栽
ホオノキ	落	実生	中	弱	中	庭園、公園
ボブラ	落	さし木	中	中	中	公園、並木
ブナ	落	実生	中	弱	弱	公園、盆栽
ツツジ類	常・落	実生・さし木	中	弱	中	庭園、公園、盆栽

とさとの
はのし
ふるは

ギボシのついた高欄がある立山橋、雄山神社の近くにあつては、ふさわしい姿で常願寺川を渡っている。

つり橋から、現在の形になつたのは昭和三十七年。工法としては連続合成ケタという県内唯一のもの。つまり弓形にはつたあと、コンクリートを打ちその橋の重みによつて水平にしたという珍らしいやり方で行かれた。

アルペンルートの入口として、今後、さらに利用されていくことであろう。

施設園芸

一、施設園芸の進歩

ビニールハウスによる野菜栽培は、現在全国で約一万三、〇〇〇ヘクタールにおよび、世界一といわれています。全国のビニールトンネルとハウスを含めた面積は全野菜面積の一〇パーセント位となり、野菜に季節感が感じられなくなる程になったのも施設園芸による栽培技術の進歩が大きな役割を果たしています。

施設園芸の目覚ましい発展地域は、関東以西、とくに四国、九州にかけて冬の果菜類（トマト、きゅうり、いちご、その他）が主力で冬から早春にかけての生産出荷が特徴的です。北陸の施設園芸とは経営的にも異なり専門的経営が多くみられます。

本県では現在約三〇ヘクタールあまりの施設栽培面積があり、近年は年率約一〇パーセント位の割合で増加してきています。

二、施設園芸の振興と栽培型

本県においては、冬の積雪が施設園芸の規模拡大に隘路と

地域名	対象市町村	現況47.3月	目標50年	主要作物	
				春 夏 作	秋 冬 作
新川地域	朝日、入善、黒部、魚津、滑川、その他	113,738㎡	150,000㎡	半促成トマト、きゅうり 同上の他いちご 同上夏菊、いちご	電照菊 切花(チューリップ) 軟弱やさい
				半促成なす トマト	抑制いちご
富山地域	富山、婦中、八尾、その他	111,614㎡	200,000㎡	半促成トマト なすきゅうり こごますいか	抑制トマト、きゅうり 切花(チューリップ) 軟弱やさい
				半促成トマト きゅうり なす	抑制きゅうり 軟弱やさい 電照菊
				半促成トマト なす	抑制いちご
高岡 砺波地域	高岡、福野、永見、小矢部、その他	77,528㎡	150,000㎡	半促成トマト なす	切花 抑制いちご
				半促成トマト きゅうり	ふき 切花
				半促成ふなす	
				—チューリップ切花その他果菜— 半促成トマト	抑制トマト 電照菊 軟弱やさい
合 計		302,880	500,000		

つて、共同育苗や大型ハウス、選果選別施設の設置をはかり積極的に事業を進めてきています。

組織化、団地化の方向としては、一戸当りの施設（ハウス面積）一〇〜二〇アール以上一団地二ヘクタール以上を目標として、西南暖地の出荷盛期の終りごろから生産される栽培型で、その改善と振興をはかっています。

また県下各産地内に施設園芸を中心とした専門的農家の人びとで結成した施設園芸研究会があり、現在約一〇〇名の会員で技術や経営改善の意見交換や、研究発表など、活発な活動がつけられています。

なっています。しかし、露地野菜との組合せなどにより、年間を通じて農業労働に従事できるようになり、施設園芸の導入が生産と経営の安定に役立つことから最近が増えきています。構造改善事業や県の施設園芸団地育成事業、稲作転換特別対策事業などによ

伸びる施設園芸

主な作物としては、春作は、トマト、きゅうりが大半で近年富山のこごますいか、入善のいちご、本年から魚津のハウスメロンなども特産として芽生えつ、あります。また、秋作は、電照菊の栽培が、稲作転換の種苗導入などによって急速に産地が増えてきています。

県下各地区の実態は次のとおりです。

② 振興計画と作物作型

三、問題点

五〇〇〜一、八〇〇時間もかかります。

今後、経営合理化の方向として、できるだけ省力化できる装備として、良質品の安定的生産をはかるべきですが、重裝備となつて、過剰投資とならないことと、常に技術の向上を心がけねばなりません。



一、福野町南野尻区の概況

露地やさいの栽培は、県下屈指の歴史をもっています。施設園芸の経験は、昭和三十八年ごろからでその後の伸びは大きく、産地が進んでいます。

施設面積（昭和四十七年）三万四、一三六平方メートル
主な作物
トマト、きゅうり、チューリップ切花、電照菊、軟弱やさい

二、富山市の概況

昭和二十六年ごろから趣味的な花き栽培と温床による夏果菜類の育苗からはじまりました。農用ビニールの普及した昭和三十年ごろから急速に進展し、昭和三十五年ごろにビニールハウスとして定着しました。

現在の施設面積 八万九、一七〇平方メートル
主な作物
トマト、きゅうり、軟弱やさい、チューリップ切花

三、朝日町、入善町、宇奈月町を一円とする黒東施設園芸組合の概況

昭和三十七年ごろから増加し、昭和四十五年一棟三三〇平方メートルの共同育苗ハウス三棟の建設によって産地化の方向へ大きく前進しました。

施設面積 二万七、一三〇平方メートル
主な作物
トマト、きゅうり、プリンスメロン、電照菊、チューリップ切花

屋外広告物の規制

道路標識を見やすく

街を歩くと、おびただしい看板やはり紙がいやおうなしに目に入ります。色彩や大きさなどがまちまちなため、まるで広告物の狂騒曲を奏でるかのようです。これが街の風景としてあたりまえのようになってしまっているようです。しかし、この街をいどころる広告物も掲出する場所やものによって、非常に美観をそこね、さらに何より交通事故の原因にもなることがあります。つまり広告物が道路標識をささぎったりすればドライバーは、気づかないで走り、大きな事故につながります。そこで、県は、富山県屋外広告物条例を制定し、必要な規制を行なっています。それによりますと、

● 広告物の種類

- 一、全く規制されないもの（適用除外広告物）
- 二、県下一円、出すことのできない広告物（禁止広告物）

● 出すことのできない広告物とは

- 美観風致を損ない、公衆に危害をおよぼすおそれのある広告物は、いっさい出すことができません。そのような状態になった広告物は早急に取り除かねばなりません。
- 一、著しく汚染し、色があせたもの、塗料などのはく離したものの。
 - 二、著しく破損しているか、老朽化したもの。
 - 三、倒壊または落下するおそれがあるもの。

● 全面的に広告を禁止する地域とは

- 次に示す場所には、全面的に広告物の表示をすることができません。
- 一、都市計画法によって指定された風致地区。
 - 二、都市計画法によって指定された第一種、第二種住宅専用地域。

● 禁止物件に広告は出せない

- 次のようなものには、どのような広告も出せません。
- 一、橋、トンネル、高架構造と分離帯
 - 二、石垣
 - 三、街路樹
 - 四、銅像や記念碑
 - 五、道路標識、交通信号機、歩道柵と防護柵里程標。
 - 六、火災報知機と消火栓。
 - 七、郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔。
 - 八、送電塔、送受信塔、照明塔、火の見やぐら。
 - 九、煙突、ガスタンク、水道タンク。
- その他、電柱、街灯柱といった電柱類には、はり紙、はり札、立看板の表示はできません。
- 街はみんなのもの、これから花や緑が美しくなります。屋外の広告物がヨーロッパの都市のように美しく統一されたものとして、富山の印象をさらにひきたてるものにならなくてはなりません。



● 広告する場所、地域

- 一、全面的に広告を禁止する地域（禁止地域）
- 二、許可をうけなければ広告できない地域（許可地域）
- 三、全く規制されない地域、に分類されます。

● 全く規制されない広告物とは

- 公共のためにする広告物で、次のようなものは場所、形式ともいっさい制限しないことになっています。
- 一、法令の規定にあった広告物。
 - 二、国または地方公共団体が表示する広告物。
- これら以外の広告物は何らかの制限をうけます。

● 許可をうけなければ広告を出せない地域

- 一、市と町の区域。
- 二、村の地域で、次の地域
 - ア、国鉄や地方鉄道の線路、その鉄道敷境界線から両側一〇〇メートル以内の地域。
 - イ、国道から両側一〇〇メートル以内の区域。
 - ウ、主要な県道から両側一〇〇メートル以内の区域。

街はみんなのもの



のとして、富山の印象をさらにひきたてるものにならなくてはなりません。

物価とくらし

物価と家計簿

◎気になる物価のうごき

ことしに入って、県内では豆腐、納豆、みそ、牛乳、肉などの食品や、衣料品、プロパンガス、ガソリンの値上げが相次ぎ、「物価上昇」が、私達の暮らしにとって深刻な問題となつてい

ます。国が昨年行なった「国民生活に関する世論調査」でも、「物価の抑制」が社会福祉の充実とともに、国民の強い要望であるという結果が出ています。このように国民の大きな関心事である物価のうごきはみなでよくみきわめて、私達の日常の暮らしに少しでも役立てたいものです。

◎物価指数とは・・・

ところで、物価のうごきをみるために物価指数が用いられます。私たちが日常、購入する個々の品物の価格は、日によって高くなったり安くなったりすることがあります。

しかし、個々の品物の価格が上下しても全体ではどのようになっているのかわかりません。このため、個々の品物の価格の平均的な水準（これを「物価」といいます。）を調査して、物

消費者物価指数

昭和45年=100

昭和48年1月消費者物価指数	115.0
総合	114.4
食住	113.9
光熱被服	103.0
雑費	121.6
平均	115.0

価のうごきをみるわけです。これには、まず比較の基準となる時点をきめて、その時の物価に対して平均何割上下したかを、比率のかたちでみ

第1表 富山市

区分	総合
食住	114.4
光熱被服	113.9
雑費	103.0
平均	121.6
平均	115.0

ることになります。これがいわゆる物価指数です。

第一表は、四十八年一月の富山市における消費者物価指数です。これによると、光熱費は一〇三・〇ですが、被服は一一一・六となつています。つまり、基準とした昭和四十五年からみて、被服は二一・六割も物価が上がっていますが、反面、電気料や水道料などの光熱費はあまり上がっていないことがわかります。

このように物価指数は、私達の日常生活に最も密接な品物の価格のうごきを、皆さんにお知らせするとともに、国や地方公共団体の経済政策や物価対策の指針となつていきます。

◎物価の調査はどんな方法で・・・

物価の調査は、私たちが日常生活に必要な四〇〇余りの商品やサービスについて、調査員が毎月、直接お店を訪問して行ないます。

富山県内では、国の委託を受けて調査している二市一町と、富山県独自で調査している三市の合計五市一町で調査を行なっています。

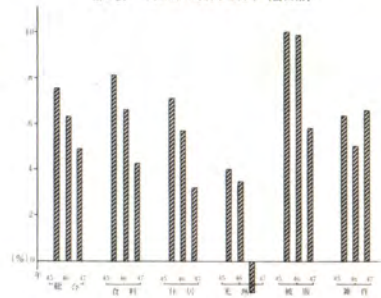
そして、これらの調査の結果から消費者物価指数を算出し、国に報告するとともに県でも毎月これを公表しています。

◎物価のうごき

第二表をごらん下さい。昨年の富山市の物価のうごきをみると、総合では前年より四・九割上がつていくことがわかります。医療代や教育費などの雑費が前年より大きな上昇を示していますが、光熱費は暖冬であったためさがつています。また、四十七年の物価上昇の特色は、郵便料（封書が一五円から二〇円など）、タクシー代（二八割）、私鉄（三〇割）、バス運賃（三五割）、消費者米価（平均七・五割）、公私立学校授業料など、公共料金の値上げが続いたことです。

物価のうごきをみる

第2表 費目別の対前年上昇率（富山市）



第2表 費目別の対前年上昇率

サラリーマン世帯の家計

このほか、乾物（二一・一割）、菓子（一〇・九割）、肉類（一〇・五割）なども、一割以上も上がつているのが目立っています。

第3表 富山市の品目別価格のうごき

品目	銘柄	単位	48年3月の価格	2月から3月の価格	品目	銘柄	単位	48年3月の価格	2月から3月の価格	品目	銘柄	単位	48年3月の価格	2月から3月の価格
あじま	あじ丸	100g	57	△13.1	鶏卵		1kg	291	12.8	みそ	並、米みそ	1kg	175	10.3
さば	丸		17	△11.9	ねぎ			97	28.1	砂糖	上、白		144	0
いか	するめいか		68	22.2	大根			58	28.4	食用油	天ぶら油450g入	1本	99	0
塩	け切身		159	7.8	にんじん			73	13.0	ソース	中濃 360ml入		127	0
牛肉	中		205	12.3	ごぼう			228	13.7	板材	ラワン材	1板	380	0
豚肉	中		130	8.3	玉ねぎ			86	3.3	ペニヤ板	JAS2類		475	8.6
鶏肉	ブロイラー、豚肉		60	0	豆腐	絹ごしを除く	100g	16	54.7	灯油	白灯油	18ℓ	358	3.6
ハム	プレスハム		138	17.0	油揚げ	薄揚げ		96	41.1	プロパンガス	10kg入	1本	800	0
ソーセージ	ウィンナーソーセージ		83	11.8	納豆	糸ひき納豆		41	5.9	理髪料	大人調髪	1回	800	0
牛乳	びん詰(200cc)	1本	31	0	こんにやく	板こんにやく		15	0	パーマネント代	ゴールド		1,850	0
バター	上、225g入	1箱	200	0	しょう油	濃口2ℓ入	1本	320	18.5	ガソリン	現金売り	1ℓ	64	7.1

(注) △印はマイナスを示す。生鮮食料品(魚介、野菜、果物)については上、中、下旬の価格の平均、その他は中旬の価格です。

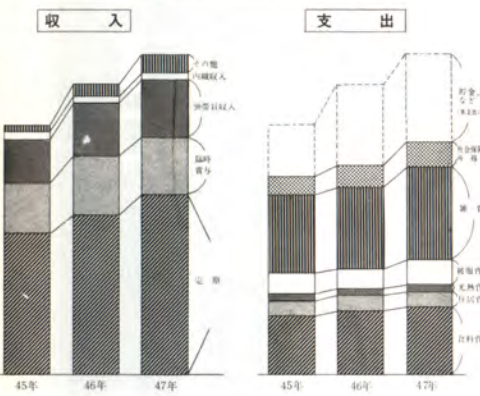
◎1か月の実収入(税込み) 一三万九千円

昭和四十七年の春ごろから景気は次第に回復のきざしをみせて来たと言われて来ましたが、富山市のサラリーマン世帯の月平均収入は、昭和四十六年に比べ一〇・三割(全国一一・三割)と小幅な伸びでした。

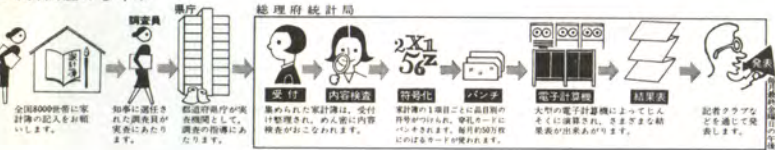
◎生活費(消費支出)は 一か月九万九千円

実支出のなかから税金などを差引いた生活費は、昭和四十六年より一一・四割(全国八・八割)の増加となつています。また昭和四十七年は物価も比較的安定していましたが、物価の上昇分を除きますと六・二割(全国四・一割)の実質増加となつており、家計収支の内訳を表にすると次のようになります。

サラリーマン世帯の1か月の収入と支出(富山市)



●家計調査のしくみ



サラリーマン世帯の家計

レトルト食品

「レトルト食品てなに？」とよく聞かれます。

レトルト食品は、四十三年三月、あるメーカーによって発売されて以来、わずか数年でめざましい普及ぶりを見せています。

ところが、その普及ぶりにもかかわらず、レトルト食品という名称はあまり知られていないようです。それは、メーカーが強力なコマーシャルによって、〇〇カレー」という商品名を売りこんだため、〇〇カレーがそのままこの食品の呼び名として通用してしまったからです。袋ごとあたためるだけですぐ食べられるレトルト食品とは、いったいどのようなものなのでしょうか。

レトルト食品とは

レトルト食品は宇宙計画のひとつとして、アメリカで研究開発されたものです。しかし、アメリカではまだ一般市場向けには生産されておらず、日本が世界に先がけて実用化に成功しました。

レトルト食品という名称は製造法にちなんでつけられたもので、単なる袋詰食品ではなく、完全殺菌の包装食品だということを示しています。

つくりかた

製造方法は、容器が缶と袋の違いだけで、かん詰とほとんど同じです。

- ①完全調理された食品を袋詰にする。
- ②できるだけ空気を抜いて封をする。
- ③スチーム殺菌釜に入れて、一・五°の圧力をかけながら一二〇度Cで二〇分ほど殺菌したあと、加圧しながら冷却する。

この殺菌釜のことをレトルトというのです。

レトルト食品の特徴

レトルト食品

が誕生したのは、高温殺菌ができて、しかも内容食品を変化させることなく、長期間保存することができ、すぐれたフィルムが開発されたからです。

フィルムは、耐熱性のある硬質ポリエチレンとアルミ箔、ポリエステルをはり合わせてつくられています。

レトルト食品の特性

- ①完全殺菌の包装食品である。
- ②一二〇度C以上で殺菌するので、衛生



的な食品です。

- ②殺菌時間が短いので色や風味の変化が少ない。
- ③光や酸素の透過性がない。

⑤調理の手間がはぶける。袋のまま熱湯で数分間あたためただけでよく、かん切りや栓抜きも必要もなく簡単に開封できる。

レトルト食品のマイナス面

- ①コスト高である。
- ②むつかしい製造技術

選ぶときのポイント

- ①外箱の汚れていないもの。
 - ②外箱を軽く押してみても、中身があまり膨張していないもの。
 - ③表示のぼろぼろしているもの。
 - ④製造年月日の新しいものを。
- 密封するときに、できるだけ空気を抜きますが、真空状態でないため、わずかに残っている空気や、食品中に溶けている酸素などの影響によって、日が経つにしたがって変色したり、微妙な味の変化がおこったり、多少は油脂も酸化します。



問題

クリーニング店にコートを買ったところ、一カ月たっても持ってきません。

問いあわせたところ、紛失してしまったという返事でした。賠償の請求はまだしていませんが返してもらえないでしょうか。

答

クリーニング店は、客の品物を洗濯して、きれいにしたり、アイロンあるいはシミ抜きなどしてお客に返す義務があります。

客はこれに対して、クリーニング代を支払うという法的な関係になります。

店が客から預った衣類をなくしたとすればコートに見合う金額を賠償しなければなりません。

一般にクリーニング店の事故は、火災、盗難、紛失、手落ち、誤配という場合ですが、客の側としては、クリーニング店の債務不履行を理由に損害賠償請求することができます。

全国クリーニング環境衛生同業組合連合会では客から預った品物の耐用年数や使用度をもとにして、賠償基準額を定めています。

穴があいたとか、変な色がついた、あるいは縮んでしまったとかいう場合には、この基準にもとづいて正当な賠償を受けることができます。

ただし、この場合のように、客の品物を紛失した場合や、損害をうけたものが特殊なものである場合は、クリーニング料金の倍に相当する額

を基準とすることになっています。

なお、賠償について話し合いがつかないときには、各都道府県のクリーニング環境衛生同業組合に申し出てください。

組合に加入していないクリーニング店とのトラブルは処理がむずかしくなります。

直接、その店と交渉しなければならぬと思います。

なんでも相談室

置県九十周年を迎えて

藩から県へ

ことしは、富山県が置県九十周年を迎えて、いろいろな行事や事業を企画されているようだが、その一つ、目でみる『特集号』は精彩であるばかりでなく次代を荷い、伸び行く人たちの好伴侶になるものである。

いまわたしが、あれこれささやくようだが、旧弊打破、諸政一新、ことに『藩から県へ』のいどみに処した先人の労苦をしのび、たたえつ、開巻一頁の『表記』を味読することとしたい。

●寛永十六年六月二十日(明治二年六月十七日)(一六三九一八六九)

加賀藩主三代前田利常が、当時の禄高一、〇二二、七六〇石のうち、長子光高に八〇〇、〇〇〇石を、自らは二二二、七六〇石を養老領として小松に隠退した。(この石高は利常逝去後金沢藩領とした)なおその際一〇〇、〇〇〇石を、二男利次(富山藩祖)に、七〇、〇〇〇石を、三男利治(大聖寺藩祖)に分配し、それぞれ分封して、宗藩金沢の藩屏とした。標題の年月は、利常が幕府にその旨請うて許された日である。富山藩祖利次の富山城入りの日は明らかでないが、その年の十月で、ときに

年二十また二十四歳だったともいわれる。

以来二代正甫は売薬の祖として十代利保は、本草学者また歌人として有名であり、明治維新当時の利同(としあつ)は十三代で、ときに年十四歳の幼主であった。

富山藩領はだいたい、旧婦負の郡と上新川郡の一部(神通川に沿う上流大沢野町笹津の下流、熊野川・イタチ川に沿う福沢・大庄・月岡・太田の一部)だった。なおそのころは、現在の県庁は神通川の本流中であり、昭和会館裏の稲荷神社は対岸の堤防上であり、富山駅へかけて婦負郡桜谷村地内だった。いま桜谷という呉羽山の五百羅漢のあるところだが、一連の村内だったわけである。元県庁の旧城跡は上新川郡富山町地内だった。

●明治二年六月十七日(一八六九)

この日は藩籍奉還の日。殿さまといわれた全国それぞれの大名藩主が、藩領を朝廷に返上した日である。と同時に各藩主が禄高また当時の勲功により華族となり、一応「知藩事」を命ぜられた。とともに藩では職制の大改革が行なわれた。

華族という公・侯爵は禄高三十万石以上、伯爵は十万石以上・子爵は五万石以上・男爵は一万石以上が標準で、

従来二百六十諸侯だったが、論功行賞で、三百家ほどできたはずである。加賀藩は維新の立ち後れから、高頭だったが侯爵というわけだった。しかし一門の三家と家老の本多・今枝・奥村・斯波・村井・横山の七家が男爵を授けられた。

●明治四年七月十四日(一八七二)

この日太政官布告「藩を廃し県を置き候事」との一行の達して、いわゆる廃藩置県が断行された。これは要するに、さきの藩籍奉還の旧領そのま、の暫定府県の大統合が目的の処置だった。それで全国的にも十一月二十二日までに、三府七十二県に整理完了をみた。が、富山県の場合、藩籍奉還の富山藩領がそのま、富山県となり、金沢県はまた越中国当時の旧藩領をそのま、金沢県の所管としたものでさらさら新味のないものだった。

新政府の目的は新しい地方制度の確立のために、封建制度を廃止し、中央集権制度を採用するためのものだったのだが、とにかく県治制度の実績とはなつたようだ。

次号 つづく

富山県史編さん専門委員
重 杉 俊 雄

富山県となるまで

	月日不詳 萬治2年	明治2年 6月17日	明治4年 6月14日	明治4年 11月20日	明治5年 9月27日	明治9年 4月18日	明治16年 5月9日
加賀国	加賀藩	金沢藩	金沢県	金沢県	石川県	石川県	石川県
能登国				七尾県			
越前国				新川県			
中越国				新川県			
射水郡	富山藩	富山藩	富山県	新川県	新川県	富山県	富山県
砺波郡							
新川郡							
婦負郡							

美しい自然の

県立自然公園

自然との対話、環境保全がさげられるこのごろ、美しい自然を守り、すぐれた景勝を保護しながら、県民の保健、休養といったことに役だてようとする県立自然公園が指定されました。

○朝日県立自然公園

海浜の利用拠点となっている宮崎海岸と、その背後の日帰りレクリエーション利用基地としての城山一帯、小川温泉元湯付近、北又谷一帯の国有林地帯の自然景観の保護と利用の増進をはかるため区域を設定しました。

公園計画

一、現況と特色

城山をはじめとする笹川流域の丘陵性山地小川源流と黒部川の一大支流をなす北又谷源流部をとり囲む山地で海岸部は宮崎港から西は岩石海岸となっています。

特殊景観―城山北部の海岸線に突き出た山の斜面は、常緑広葉樹でおおわれている。

この一帯を鹿島樹叢とよび、昔から航行の目標、なだれ防止のための保安林となっています。樹林には、シイノキ、アカガシ、ウラジロガシ、ムク

ノキなど南方系暖帯性の植物が多く、国指定の天然記念物となっています。人文関係―海岸地域は古くから、新湯と富山を結ぶ交通の要路として鉄道路路網が開通しています。また、宮崎漁港も整備され、住民の生産の場としての要素が強い地域です。

歴史的にも、宮崎城跡、境の一里塚、関所跡など史跡が多い地域です。温泉―小川温泉元湯は、昔から湯治温泉として親しまれてきました。現在も利用者の大部分は湯治客で、年間約一二十万人にのぼっています。

二、自然保護の方針

この公園のうち、北部海岸地域とその背後の丘陵地一帯は、全般的に景色の維持をはかりながら、産業との調整をはかります。

展望利用の拠点となる城山一帯については、無計画な開発、景観破壊を防止するため、土地の公有化など必要な対策を講じていきます。

中部から南部にかけての山地部は、全般的に景観の保護をはかるほか、とくに北又谷流域の原生林地帯の保護を優先します。

三、利用の方針

(1) 北部宮崎海岸、城山地区については、夏期の海浜、海面利用及び日帰りレクリエーション（展望、休憩、散策、自然探勝）利用を対象とし、特に城山地区は、集団施設地区として整備するものとする。

(2) 小川温泉元湯一帯は、湯治、休養の場として整備するものとし、併せて将来は、越道峠への車道の整備に伴ない、朝日岳等中部山岳方面への基地としての機能を持たせる。

(3) 北又谷付近は、原始性に富んだ地域であり、自然とのコミュニケーションをはかる場として利用するとともに、中部山岳国立公園、朝日岳、白馬岳方面へのアプローチとしての整備を行なう。

また、将来は、黒雜温泉方面との連絡利用についても考慮するものとする。

番号	公園名 (ふりがな)	指定年月日	関係市町村名	公園面積 (ha)	公園計画の有無		特別地域指定面積 (ha)
					有	無	
1	あさひ 朝日県立自然公園	47・3・13	朝日町 (一部宇奈月町との境界未決定)	9,623 (その他海域 660)	有		9,361
2	ありみね 有峰県立自然公園	47・3・13	大山町	11,600	有		11,600
3	ごみやま 五箇山県立自然公園	47・3・13	平村 上平村	3,794	有		3,275
計				25,017 (660)			24,236

土地所有別面積	年間利用者数 (人)	利用型式	公園の特色
6,396	25万人	海水浴 釣魚 湯治 登山 自然探勝	・宮崎海岸の海岸及び海洋景観 ・小川温泉元湯 ・北又谷原生林
1,155	9万人	自然探勝 野営 ハイキング 釣魚	・有峰湖(人工湖)の湖水景観及び利用 ・中部山岳立山、薬師連峰の眺望
0	20万人	文化財探訪 自然探勝 ハイキング	・庄川溪谷 ・合掌造集落(文化財)
7,551	54万人		

○有峰県立自然公園

和田川上流の有峰湖、小口川上流の祐延湖をとり囲む一帯と嶽崎山地域の自然景観の保護にあわせて、利用の増進をはかるため、区域を設定しました。

公園計画

一、現況と特性

有峰湖、祐延湖を中心とした地形は、盆地状をなし、緩傾斜地が多く嶽崎山は、独立峰で北西側の主稜線は犬品山、極楽坂山へ南側のそれは大坂森山へと連らなっています。植生―有峰の森林植生は、海拔一、六〇〇以上の寒帯性高山地帯と一、六〇〇以下の温帯地帯の林相にわけられます。

有峰湖の西岸から南岸にかけてみられるシラカンバの純林は、県内では他所に少なく、貴重な存在です。

草木もヤナギラン、ミズギク、サワランなどの湿原植物も興味深いものです。

動物―

鳥類、獣類のほか両せい類、昆虫も種類が豊富で、魚類はイワナのほか、湖には多数のニジマス、ヤマメ、ワカサギなどが放流されています。

利用状況―有峰湖への道は、有峰口（小見）から和田川沿をさかのぼる有峰林道と、神通川筋、岐阜県から大多和峠経

由の二つの路線が主なものです。

利用施設は、ダムサイト東側の県立青少年の家：研修施設、宿泊定員二二〇名、広場、園地、駐車場、博物館展示館などがあります。

二、保護の方針

有峰、祐延両湖周辺一帯と嶽崎山の森林景観の保護をはかります。とくに、いままでの保護林として天然林が残されている有峰湖沿いの森林、寺地山から北と西に延びる尾根上の高海拔林、そして嶽崎山北面の国有林は現状を維持していきます。

三、利用の方針

- (1) 有峰湖周辺の利用の中心を猪根平に置き、集団施設地区を設定する。宿泊施設を中心に各種公共施設を重点的に整備すると共に折立峠（中部山岳国立公園）との連けい利用を考慮する。
- (2) 瀬戸谷（西岸）地区を利用の準拠点として整備、湖内利用（釣魚等）を考慮すると共に、猪根平と航路で連絡する。
- (3) 到達路としての有峰林道及び各支線の整備拡充を図ると共に、迂回路線としての小口川林道の新設、将来岐阜県方面との連絡を考慮して東谷線を整備する。
- (4) 湖畔から祐延湖、嶽崎山方面への歩道を整備、その他必要箇所を園地、自然歩道、避難小屋等の整備をはかり、登山、景観展望、自然探勝等の利用に対処する。

○五箇山県立自然公園

県西部の合掌集落などの文化景観と、その背景をなすすぐれた自然景観をあわせ持つ、平村、上平村にかけての庄川沿岸一帯の保護と利用の増進をはかるため、区域を設定しました。

公園計画

一、現況と特性

庄川沿岸は、白山の支脈である一、〇〇〇から一、七〇〇級の山々が尾根を連ねて、中央の庄川峡谷に落ち込んでいます。

人文関係―庄川沿岸には相の倉、上梨、田向、菅沼、西赤尾など国または県の文化財に指定されている合掌集落、合掌住宅が残っており、かつこの観光資源となっています。

また、五箇山は民謡の豊庫として、豊かな自然と合掌集落をバックに演じられる歌と踊りは、素朴で味わい深いものです。温泉―平村の田向部落から湯川に沿って二、上流に源泉があつて、毎分二二五のお湯が三五度Cで湧出しています。現在、上梨まで引湯して村営共同浴場利用しています。

二、自然保護の方針

庄川沿岸五箇山地区の人文景観とその背景をなす自然景観の保護に重点を置きます。

この地域は、人文、自然景観のすぐれた地であると同時に、

地域住民の生産、生活の場でもあるので、これらの調整をはかりながら、風致の保護に努めていきます。とくに、重要な地区は、土地の公有地化を推進します。

三、利用の方針

- (1) 西赤尾、菅沼および上梨、田向地区に集団施設地区を整備するほか、相の倉など文化財探訪利用を考慮して公共施設を整備します。
- (2) 利用幹線ルートとしての国道三〇四号線（細尾峠梨谷線）一五六号線（庄川沿岸線）の整備及び沿線の路傍園地等の整備をはかります。
- (3) 自然状態の良好なルートを選定して各利用地点を結ぶ歩道を整備します。
- (4) 宿泊施設は、既存旅館のほか菅沼、上梨、相ノ倉における民宿が重要な役割を果していますが、今後の利用増に対処するため、一〇〇人収容程度の中規模宿泊施設を整備していきます（菅沼、上梨）。

富山県立自然公園の保護管理

公園区域の大部分は、特別地域とします。特別地域については、次のような規制措置がとられることとなります。

景観保護上の行為制限基準(案)

保護計画上の地帯区分	保護計画運用上の細分	一般的事項
特別地域	第1種	<ul style="list-style-type: none"> 特別地域中で風致維持の必要の最も高い公園の核心的景観地域 極力現在の景観の保護を図ることとし、原則として公園計画で決定された施設のみを許容
	第2種	<ul style="list-style-type: none"> 風致維持の必要度の中位のもの 風致維持が効果的に行なわれるよう規制を図り、産業開発その他の行為については、風致維持上必要ある場合は制限を加える。
	第3種	<ul style="list-style-type: none"> 特に景観に重大な影響を及ぼすと思われる行為を規制し、通常の産業行為は原則として許可されるものである。
普通地域		<ul style="list-style-type: none"> 風致維持上の規制の度合いが低位のもの 一定規模以上の行為をチェック(届出制)

県政のうごき



3月14日 住みよい県づくりに若者の声



3月23日 予算など全議案可決



4月11日 県政バス教室

■三月一四日 住みよい県づくりに若者の声
「住みよい富山県をつくる総合計画」に若い人の考えを反映させようと県は高校生を対象に公聴会を開いて意見や要望を聞いた。これらの意見を総合計画専門部会に報告して十分反映させることになった。

■三月一四日 みやげ品など試買検査
県は、おみやげ品や水産加工物の公開試買検査を開いた。消費者代表、業者側、県職員ら一八人が検査員になって、県内の店から買いつめたお菓子、漬物など四八点について検査した。

■三月二一日 オリエンテーリング県大会

■三月二三日 予算など全議案可決
二月定例県議会は、四十八年度一般会計予算など六九議案と、監査委員（県議分）選任同意の追加議案を原案どおり可決、新議長に高平公友を選んで二四日間の会期を閉じた。

■三月二六日 中央卸売市場が完成
生鮮食糧品の価格安定のため、二五億五百万円をかけて建設していた富山市中央卸売市場が完成、開場した。

●トビックス

■三月三一日 婦人消防団廃止
利賀村の「婦人消防団」は、昭和三十二年に誕生してから十二年の歴史を閉じた。これは出稼ぎの男たちが相次ぎ帰郷、村に定住しはじめたことによる。

■四月二日 土地対策室スタート
土地利用計画と買い占め防止、地価の高騰対策など総合的な土地行政の推進をはかる富山県土地対策室がスタートした。

■四月五日 県議会、買い占めに取り組む
生活物資や建設資材などの値上げや買い占めで異常な事態になっているため、県議会はこの問題に本格的に取り組むことを決め、県に対しても積極的な規制措置を打ち出すよう要請した。

■四月十一日 県政バス教室
昭和四十八年初の県政バスが発車した。県政の重点事業個所や施設を見学する、県政バス教室は、ことしは一〇〇台発車する。

— 県立自然公園 —



美しい自然

● 光に写る



街の
片々
に